

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和44年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年5月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年3月から同年6月までは3万円、同年7月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から45年9月までは3万9,000円、同年10月から46年4月までは4万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間のうち、B社の事業主は、申立人が昭和46年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年1月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年9月から48年9月までは8万円、同年10月から49年9月までは9万2,000円、同年10月から同年12月までは10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月ごろから40年12月ごろまで  
② 昭和40年12月ごろから43年7月ごろまで  
③ 昭和44年3月10日から46年5月6日まで  
④ 昭和46年9月1日から50年1月26日まで

申立期間①にはC社に、同社を辞めた直後の申立期間②にはD社に、申立期間③にはA社に、申立期間④にはB社にそれぞれ勤務していた。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、オンライン記録によれば、被保険者の生年月日は申立人と異なるものの、申立人と同姓同名で、A社及びB社に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、これら二つの記録の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は同一であるところ、i) 当該未統合の被保険者記録に記載された被保険者期間は、申立人が両社に勤務していたと述べている時期と一致すること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された当該未統合の被保険者記録の生年月日は、申立人の生年月日と一致すること、iii) B社の同僚が、「申立人は、申立期間④にB社に勤務していた。申立人と同姓同名の者はいなかった。」と述べていること、iv) 申立人が記憶する同社の事業主の名前及び工場の所在地等は、同社に係る商業登記簿等で確認できる事実と一致することから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和44年3月から同年6月までは3万円、同年7月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から45年9月までは3万9,000円、同年10月から46年4月までは4万5,000円とすることが妥当であり、また、申立期間④の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、同年9月から48年9月までは8万円、同年10月から49年9月までは9万2,000円、同年10月から同年12月までは10万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、同僚の記憶から、申立人は、当時、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、当該同僚は、当時、同社では、必ずしもすべての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかつた旨を述べている。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②のうち、昭和41年5月16日から同年9月30日までの期間において、D社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、D社は、昭和41年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②には同社が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、D社の当時の事業主に照会しても、申立人の申立期間②に係る厚生

年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、当時、同社の専務であった者は、「D社では、従業員からの申出があれば必ず厚生年金保険に加入させていたが、申立人からは申出が無かつたので、厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」と述べている。

さらに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成9年10月1日に、A社から同社のグループ企業であるB社C事業部（現在は、B社D工場）に転勤となったが、継続して勤務していた。

申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、給与台帳及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成9年10月1日にA社からB社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日は平成9年9月30日と記載されていることが確認できることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月1日に、A社から同社の親会社であるC社（現在は、D社）に転勤となったが、継続して勤務していた。

申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、E健康保険組合の加入記録及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日は昭和48年3月31日と記載されていることが確認できることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年9月12日に、資格喪失日に係る記録を同年10月6日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月12日から同年10月6日まで

私は、申立期間には、A社B営業所に勤務しており、退職時に同社から発行された「平成17年分給与所得の源泉徴収票」では、社会保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の「平成17年分給与所得の源泉徴収票」及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなるため、前述の源泉徴収票の給与支払金額に見合う標準報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の資格得喪に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 8 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 9 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 9 月から同年 10 月まで

会社を退職後すぐに、A 支所で国民年金の加入手続を行った際、申立期間①の国民年金保険料が未納であることが分かったので、申立期間②の国民年金保険料と合わせて、郵送された納付書を使用し、申請免除期間に銀行で納付した。

申立期間③については、次の勤務先が決まっていたこともあり、健康保険任意継続制度を利用し、国民年金保険料は銀行で納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、結婚前にすべて納付しているので、未加入及び未納の記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、申立人は、昭和 57 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人の所持する年金手帳には、同年 8 月 31 日に強制加入したことが記載されているのみで、申立期間①に係る資格取得については記載されておらず、オンライン記録においても、申立期間①は未加入期間として処理されていることが確認できることから、制度上、申立期間①の国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、納付時期を変更している上、納

付方法及び納付金額についての記憶も定かではない。

さらに、申立期間③については、申立人の所持する年金手帳には、申立期間③に係る資格得喪については記載されておらず、オンライン記録においても、申立期間③は未加入期間として処理されていることが確認できることから、制度上、申立期間③の国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月ごろから 41 年 2 月ごろまで  
② 昭和 42 年 11 月ごろから 43 年 3 月ごろまで  
③ 昭和 47 年 7 月ごろから同年 11 月ごろまで  
④ 昭和 56 年 6 月ごろから同年 9 月ごろまで  
⑤ 昭和 62 年 3 月ごろから同年 7 月ごろまで  
⑥ 平成元年 5 月ごろから同年 9 月ごろまで  
⑦ 平成元年 11 月ごろから 2 年 1 月 17 日まで

私は、申立期間①にはA社に、申立期間②にはB社に、申立期間③にはC社に、申立期間④にはD社に、申立期間⑤にはE社に、申立期間⑥にはF社に、申立期間⑦にはG社にそれぞれ勤務していた。申立期間①、⑤及び⑥は正社員として、その他の期間は期間工として勤務していた。勤務していたことは確かなので、申立期間①から⑦までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社の独身寮に居住していたと述べているところ、申立人に係る戸籍の附票に記載された申立期間①の住所は、同社の商業登記簿謄本に記載された所在地と一致することから、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、申立人が所属していたと述べている部署の係長は、「当時は、試用期間が3か月から半年ぐらいあり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と述べている上、申立期間①直後の昭和 41 年 2 月 16 日にA社に入社し、社会保険事務を担当した者も、「試用期間は最低3か月あった。」と述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①に同社において被保険者資格を取得した同僚のうち、自身の入社日を記憶している7人の資格取得日は、それぞれが入社したとする時期の1か月から2年程度後であることが確認できる。

申立期間②については、申立人及び同僚の記憶から、申立人は、当時、期間工としてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②にB社において被保険者資格を取得した同僚のうち、18人中17人が、「自分は正社員であった。」と述べており、そのうちの一人は、「当時の期間工は、3か月ごとの更新で勤務していたので、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、前述の18人のうち、自らの身分を期間工と述べている残りの一人は、「毎年継続して農閑期に勤務することを条件に、厚生年金保険に加入させてもらった。」と述べていることから、B社では、期間工については、希望及び勤務形態によって被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③については、申立人及び同僚の記憶から、申立人は、当時、期間工としてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社では、「短期間の期間工は、社会保険に加入させていない。」としている上、申立期間③に同社総務課に勤務し、採用担当だった者は、「当時は、期間工の厚生年金保険への加入は希望制であった。ほとんどの期間工が厚生年金保険の加入を希望していなかった。」と述べているところ、同僚の一人は、「自分は期間工として入社したが、自分で希望して厚生年金保険に加入した。」と述べている。

申立期間④については、申立人及び同僚の記憶から、申立人は、当時、期間工としてD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間④にD社において被保険者資格を取得した複数の同僚が、「試用期間があった。」と述べており、その期間は区々であるものの、農閑期の出稼ぎで繰り返し期間工として勤務したとする同僚は、「6回勤務したのに、厚生年金保険に加入したのは3回だけである。4回目の勤務の時、やっと加入させてもらった。」と述べていることから、同社では、必ずしもすべての期間工について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、申立人が同僚と記憶している4人については、いずれも、D社における被保険者記録は確認できない。

申立期間⑤については、E社が保管する社員名簿によれば、申立人は、昭和62年4月に同社に入社（退社日は不明）したことが確認できる。

しかしながら、E社では、「入社後、試用期間があり、その期間は厚生年

金保険には加入させていない。」としている上、前述の社員名簿に記載されている 27 人中 14 人については、同社における被保険者記録は確認できないところ、そのうちの一人は、「自分は、勤務期間が短かったので、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と述べている。

申立期間⑥については、同僚の記憶から、申立人は、当時、F 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、管理業務担当の正社員であったと述べているところ、申立人を記憶している同僚は、「申立人は、自分が面接をして入社させたが、2、3か月で辞めた。管理業務担当ではない。」と述べている。

また、F 社では、「短期就労者は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、申立期間⑥当時、現場社員のリーダーだった者は、「入社して最低 3 か月は厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている。

申立期間⑦については、G 社が保管する従業員名簿により、申立人は、平成元年 11 月（日付不明）から 2 年 1 月 17 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G 社では、「申立期間⑦は試用期間のため、厚生年金保険に加入させていない。試用期間（3 か月）経過後社員として雇用する予定だった。」としている。

また、申立期間⑦に G 社において被保険者資格を取得し、自身の入社日を記憶している 5 人中 2 人が、入社日と資格取得日が相違していると述べている上、申立人が自らと同時に入社したと記憶している同僚については、同社における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 9 月ごろまで  
② 昭和 32 年 11 月ごろから 34 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①には船舶Aに、申立期間②には船舶Bにそれぞれ乗船していた。いずれの船舶も運搬船であり、雇入れから雇止めまで船に寝泊まりして勤務していた。船員手帳は所持していないが、乗船していたのは確かなので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容を詳細に記憶していることから、船舶A及び船舶Bに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、両船舶については、申立期間において、船員保険の適用船舶であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶する両船舶の船長及び機関長についても、申立期間の船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の船長、機関長及び両船舶の所有者は、既に死亡しているか連絡先が不明であり、申立人は、ほかに同僚の氏名を記憶していない上、船員手帳を所持しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 社（現在は、B 社）C 支社に営業職として入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 6 月 1 日となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、A 社 C 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「支社採用の営業職には試用期間が 2、3 か月あり、その期間は厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と述べているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が自身と同時期に同社 C 支社に入社したと記憶している同僚は、申立人と同様、入社から 2 か月経過後の昭和 50 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B 社が保管する「厚生年金資格取得・喪失届出の台帳」には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 50 年 6 月 1 日と記載されており、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び同僚についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。